

外部業者から製品を調達するための

基本購買条件

2023年10月01日付

1. 注文及び注文の確定

- 1.1 受注から2週間以内に、サプライヤー(以下「供給業者」という)が書面で注文の受諾を確認(確定)していない場合、シーメンスグループ会社(以下「顧客」という)は注文を取り消すことができる。
- 1.2 かかる注文への変更、修正又は追加は、顧客がこれらの変更を書面で認めた場合のみ、契約の一部となるものとする。特に、供給業者の一般取引条件が本基本購買条件の内容に一致しているか、又は顧客がこれに拘束されることに書面で同意する場合に限り、顧客はかかる一般取引条件に拘束される。納入品又はサービスの受領、及び支払は当該同意を構成しない。
- 1.3 供給業者が提供するその他の書類(仕様、データシート、技術文書、広告資料、注文請書及び/又は出荷書類等をいうが、これらに限らない。)に記載される規定で、法的条件、保証、責任、使用制限、適用制限及び/又は適合性制限に関するもの、又は本基本購買条件の規定を変更するその他の規定は適用されないものとする。

2. 使用権

- 2.1 供給業者は顧客に対して、以下を行うための非独占的、譲渡可能、世界全域で有効、かつ無期限の権利を付与する。
 - 2.1.1 納入品及びサービス(関連文書を含む。)を使用し、他の製品に組み込み、及び頒布する。
 - 2.1.2 ソフトウェア及びその関連文書(以下総称して「本ソフトウェア」という。)をインストール、ローンチ、テスト及び操作すること。
 - 2.1.3 上記第2.1.2条に基づく使用権を、関連会社(ドイツ会社法第15条で定義のとおり。以下「関連会社」という)、第三者請負業者、販売店及び最終顧客に対してサブライセンスすること。
 - 2.1.4 上記第2.1.2条に基づく使用権を最終顧客に対してサブライセンスするための権利を、関連会社その他販売店に対して許諾する。
 - 2.1.5 本ソフトウェアを他の製品に組み込むために使用し、本ソフトウェアを複製し、又は関連会社、第三者請負業者もしくは販売店に本ソフトウェアを使用及び複製させる。
 - 2.1.6 本ソフトウェアを頒布し、販売し、賃貸し、リースし、ダウンロードできるように準備し、又は一般に入手可能にし(例えば、アプリケーションサービス提供又はその他の状況に関連して)、また、要求される範囲で本ソフトウェアを複製する。ただし、いずれの時点においても1度に使用するライセンスの数は、購入したライセンスの数を超過しないことを常に条件とする。
 - 2.1.7 上記第2.1.6条に基づく使用権を関連会社、第三者請負業者及び販売店に対してサブライセンスする。
- 2.2 上記第2.1条で付与される使用権に加えて、顧客、関連会社及び販売店は、最終顧客が各々のライセンスを移転することを許可する権限を有する。
- 2.3 顧客が付与するサブライセンスはすべて、本ソフトウェアに係る供給業者の知的財産権の適切な保護を含まなければならない。すべてのサブライセンスは、顧客が自らの知的財産権を保護するために使用する契約上の規定を含まなければならない。
- 2.4 供給業者は、遅くとも注文が確定した時点で、納入する製品及びサービスがオープンソース/ソフトウェア(OSS) コンポーネントを含むかどうかを、顧客に通知するものとする。

本条項において「OSSコンポーネント」とは、変更及び/又は頒布する権利を伴うライセンス(例えば、GNUジェネラル パブリック・ライセンス又はMITライセンス)に基づき、各々のライセンサーがユーザーにロイヤルティ無償で提供するソフトウェア、ハードウェア又はその他の情報をいう。供給業者が納入する製品及びサービスがOSSコンポーネントを含む場合、供給業者は、適用されるすべてのOSSのライセンス条件を遵守するものとし、顧客にそれらすべての権利を付与するとともに、適用されるライセンス条件を遵守するために顧客が必要とするすべての情報を提供するものとする。供給業者はとりわけ、注文が確定した後速やかに、顧客に以下を引き渡さなければならない。

- 使用したすべてのOSSコンポーネントの目録(それらのバージョンを含む)。その際には、関連するライセンスを表示し、関連するライセンスのコピー、著作権及び/又は著作権表示のコピーを含めること。
- 該当するOSSのソースコード。また適用されるOSSの条件により必要とされる場合は、スクリプトや生成環境に関する情報も含めること。

- 2.5 供給業者が使用するOSSライセンスが、顧客の製品に影響を及ぼし得るコピーレフト型である可能性があるかどうかについて、遅くとも注文確定の時点までに、供給業者は顧客に書面で通知するものとする。本条項において「コピーレフト型」とは、OSSライセンスの規定により、供給業者の特定の製品及び当該製品から派生した製品が、OSSライセンスの条件に従った上でなければ再頒布ができないことを意味する(例えば、ソースコードを開示した場合のみ頒布できる)。

供給業者が使用するOSSのライセンスが上記「コピーレフト型」の対象である場合、顧客は、当該情報の受領後2週間以内に発注を取り消す権利を有する。

3. 違反時の条件及び違約金

- 3.1 引渡しの適時性を確保する目的において、基準となる時点は、インコタームズ@2020に従い顧客が指定する仕向地/引渡地における受取日であり、また、据付、試運転又は調整サービスを伴う納入品について基準となる時点は、顧客が受領する日とする。
- 3.2 引渡しもしくは履行の遅延、又は調整の実施が予想される場合、直ちに顧客に通知し、その決定を求めるものとする。
- 3.3 遅延が生じた場合で供給業者がかかる遅延に責任がないことを証明できないとき、遅延を生じさせた就業日1日につき、契約価格総額の0.3%(ただし合計5%を超えない)の違約金を顧客は請求することができる。納入品、サービス又は調整の受領時点において、適切な権利留保がなされなかった場合で、最終支払日までに権利留保がなされたとき、当該違約金は依然として請求可能である。
- 3.4 追加の権利その他の制定法上の権利は本書に影響を受けない。

4. 危険の移転、出荷及び履行地、所有権の移転

- 4.1 据付、試運転又はサービスを伴う納入品について、危険は受領時に移転し、また、据付又は試運転を伴わない納入品について、危険はインコタームズ@2020に基づく指定仕向地/指定引渡地において顧客が受け取った時点で移転するものとする。別段の合意がなされた場合を除き、以下の場合インコタームズ@2020のDDP:関税込持込渡(指定仕向地)条件が適用される。(a)供給業者の所在地及び指定仕向地が同国内にある、又は(b)供給業者の所在地及び指定仕向地が双方とも欧州連合国内にある。(a)にも(b)にも該当しない場合、インコタームズ@2020のDAP:仕向地持込渡(指定仕向地)条件が適用される。ただし別段の合意がなされた場合を除く。
- 4.2 別段の合意がなされた場合を除き、十分な梱包に係る費用は供給業者が負担するものとする。顧客が輸送費を負担した場合、本書第4.3条に定める情報と共に、出荷の準備ができていないことの通知を行うものとする。顧客の要請に応じて、供給業者はSiemensの経路指示ツールを使用しなければならない。顧客が特定の配送方法を要請しておらず、又は顧客が運送契約の締結を要請していない限り、供給業者は、可能な限りの最低価格で運送を手配するものとする。Siemensの経路指示ツールを使用しないことから生じる費用を含む、運送要件に従わないことから生じる追加費用は、供給業者が負担するものとする。インコタームズ@2020のDAP/DDP(指定仕向地)条件で合意に達した場合、顧客は輸送方法についても決定することができる。納期に間に合わせる必要があり高速配送を使用したことから生じる追加費用は、供給業者が負担するものとする。
- 4.3 各納入品には、内容の詳細を記載するパッキングノート又はデリバリーノート、及び完全な注文番号が含まれるものとする。
- 4.4 顧客の費用負担で、危険物を含む納入品の運送を供給業者が発注することに顧客と供給業者が合意する限りにおいて、供給業者は当該運送の発注時、法律上要求される必要な危険物データを、顧客が指定するフレイトフォワードに転送する責任を負う。これらの場合、供給業者は、利用する運送形態に関連する規則に則した梱包、表示、ラベル貼付等についても責任を負う。
- 4.5 顧客が供給業者に対して、初回の運送後、別形態の他の運送を予定していることを通知した場合、供給業者はかかる後続の運送を対象とする、危険物に関連する法律上の要件にも従うものとする。
- 4.6 所有権は、場合に応じて引渡し時又は顧客の受領時に移転するものとする。

5. 支払、請求書

- 5.1 別段の合意がなされた場合を除き、支払は60日以内に全額支払われるものとする。支払期間は、引渡し又はサービスが完了後すぐに開始するものとし、正確に発行する請求書の受領がなされる。
- 5.2 注文番号及び各品目の番号は請求書に詳細に記載されるものとする。かかる詳細の記載漏れがあった場合、請求書について支払義務が生じないものとする。請求書の写しには、複写であることを記すものとする。
- 5.3 供給業者が材料テスト、テスト記録又は品質管理書類その他の文書の提出を要求された場合、かかる文書の提出は、納入品又は履行の完全性に対する要件の一部であるものとする。不具合を理由として顧客が合理的な範囲で支払を相殺又は保留する場合、割引も許可されるものとする。
- 5.4 支払をすることは、その納入品又はサービスが契約に従って提供されたことを認めることにならない。

6. 受取時の検査

- 6.1 納入品が注文した製品の数及び種類であるかどうか、並びに外見から認識できる輸送による損傷その他の明らかな不具合があるかどうか、顧客は指定仕向地において受取時直ちに検査するものとする。
- 6.2 顧客がかかる検査過程又はその後のあらゆる段階において不具合を発見した場合、かかる不具合について供給業者に通知するものとする。
- 6.3 苦情は製品の引渡し又は履行から1か月以内に申し立てることができ、また、試運転、加工又は初回使用までに不具合が発見されなかった場合は、発見から1か月以内に申し立てることができる。
- 6.4 この場合、顧客は供給業者に対して、上記の検査及び通知義務以外に何らの

義務も負わないものとする。

7. 保証

- 7.1 危険の移転前もしくは移転時、又は第7.8条もしくは第7.9条に定める保証期間中に不具合が発見された場合、供給業者は自らの費用負担で、かつ、顧客の裁量により、不具合を修理するか、サービスの再履行を実施するか、又は納入品を交換（調整）しなければならない。本条項は試作品テストによる検査対象となる納入品にも適用される。顧客の裁量は、公正かつ合理的に行使されるものとする。
- 7.2 顧客が設定する合理的な期間内に供給業者が不具合を調整（すなわち修理又は交換）しなかった場合、顧客は以下を行う権利を有する。
 - 7.2.1 損害に対して責任を負うことなく、契約の全部又は一部を解約し、又は
 - 7.2.2 価格の引き下げを要求し、又は
 - 7.2.3 供給業者の費用負担で自らが修理、サービスの再履行、納入品の交換を行うか、又はこれらを実行させるために手配し、及び
 - 7.2.4 履行の代わりに損害賠償を請求する。調整の適時性を確保する目的において、基準となる時点は、仕向地での受取日である。
- 7.3 顧客が遅延その他の緊急事態に関連する自身の責任を回避するために直ちに調整を行うことに特に強い関心がある場合で、かつ、合理的な期間内に不具合を調整するよう顧客が供給業者に要求することが不可能である場合、第7.2条に基づく権利は追加の期限を設定することなく、例外的に行使することができる。期限を定めることは必須事項ではないという法律上の規定は、本書により影響を受けず存続する。
- 7.4 上記の権利は不具合の通知日から1年で満了するが、いかなる場合においても、本条に定める保証期間の満了日前に満了しない。
- 7.5 追加の権利その他の制定法上の権利は本書に影響を受けない。
- 7.6 供給業者が事後の履行又は修理を提供した場合、第7.8条及び第7.9条に定める保証期間は再び進行を始めるものとする。
- 7.7 納入品に関する危険の移転にかかわらず、供給業者は調整に関連する費用及び危険を負担するものとする（例えば、返品費用、運送費用、取外し・再据付費用）。
- 7.8 材料不具合の保証期間は3年とする。ただし、これより長い期間を定める制定法上の規定がないことを条件とする。
- 7.9 瑕疵ある権原の保証期間は5年とする。ただし、これより長い期間を定める制定法上の規定がないことを条件とする。
- 7.10 据付又は試運転を伴わない納入品について、保証期間は顧客が指定する仕向地で受け取った時点で進行を始める。据付、試運転又はサービスを伴う納入品について、保証期間は顧客が受領した時点で進行を始める。顧客が自らの敷地の外で営業している場所に納入された場合、保証期間は最終顧客が受領した時点で開始し、いかなる場合においても危険の移転から1年以内に開始する。

8. 検証及び通知する供給業者の義務

- 8.1 顧客、供給業者のサプライヤー、製造業者又はその他の第三者が提供する原材料等のコンポーネントについて、供給業者は当該コンポーネントを受取時に、明らかな又は隠れた瑕疵があるかどうかを検査する義務を負う。かかる検査の過程において瑕疵が発見された場合、供給業者は自らのサプライヤーに直ちに通知するものとし、又は当該コンポーネントが顧客から提供されたものである場合は顧客に直ちに通知するものとする。
- 8.2 納入品及びサービスは第三者のいかなる権利も付随することなく引き渡されることが重要である。そのため、供給業者は所有権を検証し、産業財産権及び知的財産権に抵触している恐れがある場合に顧客に通知する義務がある。かかる義務の違反は、通常の出訴期限法に基づく期間の対象となる。

9. 品質マネジメント、第三者への委託

- 9.1 供給業者は品質マネジメントシステム（例えばDIN EN ISO 9001認証に準拠したもの）を維持するものとする。
- 9.2 第三者への委託は、顧客の書面による事前の同意なく行ってはならず、これにより顧客は契約の全部又は一部を解約し、損害賠償を請求する権利を得る。

10. 提供された材料、情報

- 10.1 顧客が提供する材料及び情報は引き続き顧客の財産であり、顧客の財産として保管、表示され、かつ、法令で禁止される場合をのぞき、顧客に費用を負担させることなく個別に管理される。それらの使用は顧客の指示によるものに限る。供給業者が責任を負うべき価値の低減又は損失が生じた場合、それが単純な過失によるものであっても、供給業者は代替品を供給するものとする。これは割り当てられた材料の転送にも適用される。
- 10.2 材料及び情報が処理又は変換される場合、顧客のために行われるものとする。顧客は直ちに、その新たな又は変換された製品の所有者になる。法律上の理由によりこれが不可能である場合、処理又は変換中は常に顧客が新たな製品の所有者であることに顧客と供給業者は合意する。供給業者は追加費用を生じることなく新たな製品を顧客のために安全に保持するものとし、この際、商人としての注意義務を尽くす。

11. ツール、型、見本、秘密保持

- 11.1 顧客が提供する、又は顧客のために制作されたツール、型、見本、原型、

概観図、図面、標準仕様書、印刷テンプレート、資料、データファイル及びソフトウェア並びにこれらから派生した資料は、顧客の書面による事前の同意がある場合を除き、第三者に提供してはならず、契約で合意した目的以外の目的で使用してはならない。かかる資料は不正アクセス又は不正使用から保護されるものとする。供給業者がこれらの義務に違反した場合、追加の権利があることを前提に、顧客はかかる資料の返却又は破壊を要求することができる。

- 11.2 両当事者は、秘密と表示されている情報又は通常人であれば秘密であることが明白である情報で、契約の実施において他方当事者から又は他方当事者について受領したものと、並びに契約を締結したという情報を秘密に取り扱うものとする。両当事者はまた、かかる情報が合法に公知とならない限り、又は他方当事者が個別に当該情報の移転について書面にて同意していない限り、開示を受けてから5年間、当該情報を秘密に保持するものとする。受領当事者は、本契約の履行のために知る必要がある従業員及び関連会社の従業員にのみ秘密の情報を開示し、当該従業員も秘密保持義務を負わせるものとする。受領当事者は当該情報を、契約上の義務を履行する目的に限り使用するものとする。顧客が第三者への委託に同意する限りにおいて、かかる第三者は当該条件に書面で同意するものとする。

12. 請求権の譲渡

- 12.1 請求権の譲渡は、顧客の書面による事前の承諾がある場合に限り行うことができる。

13. 解除権及び解約権

- 13.1 法律が定めるところに従い契約を解約する権利に加えて、次の場合、顧客は契約の全部又は一部を解約することができる。(a)供給業者が引渡し又はサービスの遅延を生じさせ、かかる遅延が顧客の督促にもかかわらず、その督促受領から2週間を超えて継続する場合、又は(b)供給業者の責めに帰す事由があり、かつ、その状況における事情及び両当事者の利益を考慮した結果、顧客による契約の遵守を、顧客が合理的に期待できない場合。これはとりわけ、供給業者の財務状況が実際に悪化し、又はその恐れがあり、そのため契約に基づく供給業者の義務の然るべき履行を脅かしている場合に適用される可能性がある。
- 13.2 供給業者の資産に関連して破産処理手続き又は類似の手続きが申し立てられ、又は開始された場合も、顧客は契約を解除することができる。
- 13.3 顧客が解除した場合、顧客は合理的な支払の対価として、供給業者が履行済みの現存する施設、納入品又はサービスを利用し続けることができる。

14. Siemensの供給業者としての行動規範、サプライチェーンのセキュリティ、カルテルに伴う損害賠償

- 14.1 供給業者には、適用される法的制度の法律を遵守する義務がある。供給業者はとりわけ、能動的にも受動的にも、直接間接問わず、いかなる形態の贈収賄、基本的人権の侵害、又は児童労働にも関与しないものとする。さらに、供給業者は、従業員の健康と安全に対して責任を持ち、適用される最低賃金要件を満たすものとする。供給業者は、適用される環境法に従って行動することにより、いわゆる紛争鉱物の導入を避けるための適切な措置を講じ、原材料の原産地について透明性を確保するものとする。供給業者は、大気汚染物質（特にCO₂）の排出を削減し、土壌、水、大気などの天然資源を保護しなければならない。供給業者は、本行動規範の違反の可能性を報告するための保護された苦情処理メカニズムを整備し、自社の供給業者間で本行動規範を促進するために合理的な努力を払うものとする。
- 14.2 供給業者は、サプライチェーンのセキュリティに関する顧客の取り組みを強く支持するものとする。これには、世界税関機構のSAFE「基準の枠組み」に関する認定事業者（Authorized Economic Operator, AEO）としての地位の獲得と維持を含む。顧客の要求があった場合、供給業者は、顧客が提供したサプライチェーンのセキュリティに関する宣言書に、不当な遅れなく署名し、顧客に返却するものとする。この宣言書は、供給業者の登記上の事務所に応じ、その時点でのAEOガイドラインに基づく欧州委員会の要件、又は世界税関機構のSAFE「基準の枠組み」に基づくサプライチェーンのセキュリティに関する同等のインシアティブの要件（C-TPATなど）に合致するものとする。ただし、供給業者自身がAEOの地位又は世界税関機構のSAFE「基準の枠組み」に基づく同等の地位を所有し、それぞれの認証又は証明書を提供することで当該地位を証明できる場合はこの限りではない。
- 14.3 顧客が有し得る他の権利及び救済に加えて、顧客は、供給業者が第14条に基づく義務に違反した場合に契約を解除することができる。ただし、供給業者による契約の違反が是正できる場合、顧客の解除権は、顧客が定める合理的な猶予期間内に供給業者がかかる違反を是正していないという但し書きの拘束を受ける。
- 14.4 供給業者が、顧客に提供する納入品及びサービスに関連して、カルテル形成又は同様の反競争的行為により、適用される独占禁止法に違反した場合、供給業者は、該当する納入品及びサービスの、該当する期間の総報酬の15%の約定賠償金を顧客に支払うものとする。
- 14.5 第14.4条にかかわらず、両当事者は、顧客の実際の損害が約定賠償金の額より高いこと又は低いことを証明する権利を有するものとし、この場合、かかる実際の損害が本契約に基づき支払われるものとする。顧客のその他の契約上又は法令上の権利及び請求権は、すべて、影響を受けないものとする。

- 15. 製品の適合性、規制物質申告を含む製品関連環境保護、危険物、労働安全衛生**
- 15.1 欧州経済領域において供給業者が販売を開始し、以後販売活動を行う事実を照らして、製品関連の制定法上及び法律上の要件が適用される製品、又は顧客が供給業者に通知する諸外国での供給及びマーケティングに関する要件が適用される製品を供給業者が納入する場合、供給業者は危険負担の移転時に製品がこれらの要件を満たすよう徹底しなければならない。さらに供給業者は、製品の各要件への適合性を証明するために必要となる可能性のあるすべての書類及び情報を、要請に応じて直ちに顧客に提供できるように徹底しなければならない。
- 15.2 注文時に適用されるいわゆる「申告される物質リスト」(<http://www.bomcheck.net/suppliers/restricted-and-declarable-substances-list>)に定める物質を含む製品、又は制定法により課される物質制限及び／又は情報要件(例えばREACH、RoHS)の対象となる製品を供給業者が納入する場合、供給業者は製品の初回納入日までに、かかる物質を申告し、ウェブデータベースBOMcheck (<http://www.bomcheck.net/>)で要求される情報を提供するものとする。制定法により課される物質制限に関して、上記は供給業者又は顧客が登記している場所又は顧客が指定する仕向地に適用される法律のみに適用されるものとする。
- 15.3 国際的な規則に基づき危険物として分類される物品が納入品に含まれる場合、供給業者は、供給業者と顧客との間で合意した様式で顧客に通知するものとするが、いかなる場合においても注文確定日までに通知する。第4.4条及び第4.5条の危険物に係る要件は影響を受けず存続する。
- 15.4 供給業者は、自らが雇用する人員の安全衛生に関する法律上のすべての要件を満たす義務を負う。供給業者は、自らの人員並びに納入品及びサービスを履行するために間接的に雇用する下請業者の安全衛生が保護されるよう徹底しなければならない。
- 16. サイバーセキュリティ**
- 16.1 供給業者は、自らの製品及び役務の他、供給業者の運営の機密性、真正性、完全性及び可用性が保たれるよう、組織的及び技術的に適切な措置を講じるものとする。前記の措置は業界の優良慣行に沿ったものとし、(該当する範囲で)ISO/IEC 27001又はIEC 62443などの標準に従って適切な情報セキュリティの管理システムを含める。
- 16.2 「供給業者の運営」とは、本契約を履行するにあたり供給業者が随時使用又は処理する、すべての資産、プロセス及びシステム(情報システムを含む)、データ(顧客データを含む)、社員、並びに敷地を意味する。
- 16.3 製品及びサービスにソフトウェア、ファームウェア、チップセット又は集積回路が含まれる場合は、以下のとおりとする。
- 16.3.1 供給業者は、OWASP基準などの安全なコーディング基準をはじめ、安全で最先端のソフトウェア開発手法を遵守するものとする。
- 16.3.2 供給業者は、製品及びサービスにおける脆弱性、悪意のあるコード及びセキュリティ上のインシデントを防止、識別、評価及び修復するため、業界の優良慣行及び(該当する範囲で)ISO/IEC 27001又はIEC 62443などの規格に従って適切な標準、プロセス及び方法を実施するものとする。
- 16.3.3 供給業者は、製品及び役務の合理的な耐用年数にわたり、脆弱性を是正するパッチを顧客に提供するなど、製品及び役務を修復、更新、アップグレード及び保守するため、サポートを継続し、役務を提供するものとする。
- 16.3.4 供給業者は、製品に含まれる第三者のソフトウェアコンポーネントをすべて特定した部品表を顧客に提供する。第三者のソフトウェアは、顧客への納入時において最新であるものとする。
- 16.3.5 供給業者は、製品に悪意のあるコード及び脆弱性がないかをいつでも試験する(又は試験をさせる)権利を顧客に許諾し(ただし顧客は、前記の試験を行う義務を負わない)、顧客を適切にサポートするものとする。
- 16.3.6 供給業者は、情報セキュリティに関連するすべての点に関して、(営業時間中に連絡可能な)連絡先を顧客に提供するものとする。
- 16.4 供給業者は、顧客に重大な影響が及ぶ場合又はその可能性がある場合、供

給業者の運営、サービス及び製品において発生したか又は発生したと疑われるすべての関連する情報セキュリティ上のインシデント、及び発見された脆弱性を、顧客及びSiemensの下記サイバーセキュリティ連絡先に速やかに報告するものとする。

- 16.4.1 セキュリティ上のインシデント: cert@siemens.com
- 16.4.2 セキュリティ上の脆弱性: svm.ct@siemens.com
- 16.5 供給業者は、その下請業者及びサプライヤーが、合理的な期間内に、本第16条の規定と同様の義務に拘束されるよう、適切な対策を講じるものとする。
- 16.6 顧客が要請した時点で、供給業者は、一般に公正妥当と認められる監査報告(例えばSSAE-18 SOC 2 Type II)など、自らが本第16条を遵守していることを示す書面による証拠を提供するものとする。
- 17. 輸出規制及び外国貿易データ規則**
- 17.1 供給業者は、本契約に従って提供されるすべての納入品及びサービスに関して、適用されるすべての輸出制限、関税及び外国貿易規制(以下「外国貿易規制」という)を遵守するものとする。供給業者は、適用される外国貿易規制に基づき、必要なすべての輸出許可を取得するものとする。特に、供給業者は、契約に基づいて提供される納入品及びサービスのいずれにも、顧客に適用される外国貿易規制(理事会規制(EU) 833/2014、692/2014、2022/263又は765/2006、米国輸出管理規則(米国連邦規則集第15編第730部一第774部)、及び米国税関・国境警備局が施行する輸入規則を含むがこれに限定されない)上の禁止製品及び／又はサービスが含まれていないことを表明し保証するものとする。
- 17.2 輸出入及び再輸出の際にすべての外国貿易規制を遵守するために顧客が要求する情報及びデータについて、供給業者は、受注、及びいかなる場合も引渡しから2週間以内に(変更がある場合には不当な遅滞なく)書面で顧客に通知するものとする。これには以下を含むがこれに限定されない。
- 米国商務省規制品目リストに基づく輸出規制品目分類番号(ECCN)を含む、該当するすべての輸出リスト番号、及び
 - 外国貿易統計向けの現行の品目分類に基づく統計品目番号及びHS(統一システム)コード、及び
 - 原産国(非特惠原産地)。また、顧客の要請があった時点で、非特惠原産地である旨を証明する文書
 - 特惠原産地、及び顧客の要請があった時点で、該当する特惠法の要件に従って特惠原産地である旨を証明する書類(例: サプライヤーの申告書)。
- 18. 留保条項**
- 国内外の外国貿易の要件もしくは関税の要件、又は禁輸その他の制裁から生じる阻害により義務履行が妨げられた場合、顧客は契約を履行する義務を負わないものとする。
- 19. 代表顧客としての言及**
- 顧客の書面による事前の承諾がある場合に限り、供給業者は顧客を代表顧客として言及し、及び／又は供給業者が顧客のために注文を履行している間に開発した製品もしくはサービスについて言及することが許されるものとする。
- 20. 個人情報**
- 供給業者は、本契約を履行するにあたり、別紙④「個人情報保護規定」及び個人情報の保護に関する法律その他の関連法規を遵守するものとする。
- 21. 附則**
- 21.1 本基本購買条件の規定が特定の事項を規制していない範囲において、関連する制定法上の規定が適用されるものとする。
- 21.2 特に第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第14条、第15条、第16条及び第17条の条件への違反があったことで顧客が負う経費及び／又は損害について供給業者は責任を負うものとする。ただし、供給業者が当該違反に責任がない場合を除く。
- 22. 管轄地及び準拠法**
- 22.1 日本の実体法が適用されるものとし、1980年4月11日の国際物品売買契約に関する国連条約の規定は排除する。
- 22.2 関連の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。
- 23. 適用順序**
- 顧客・供給業者間に、本基本購買条件と異なる書面による合意が別途ある場合、当該合意が優先される。

外部業者から役務を調達するための 基本購買条件

2023年10月01日付

1. 発注及び受注確認

- 1.1 シーメンズの発注後2週間以内にサプライヤーが受注の確認を書面(以下「注文請書」という)で行わない場合、シーメンズは、当該発注を取り消すことができる。
- 1.2 発注の変更、修正又は追加は、シーメンズが書面で受諾した場合に限り、取引条件になるものとする。特に、シーメンズがサプライヤーの基本条件に拘束されるのは、それらが本基本購買条件と合致している場合、又はシーメンズが書面でそれらに同意する場合に限られる。納入品もしくは役務の受け入れ、又は代金の支払い、かかる同意とはみなされない。
- 1.3 サプライヤーが提供するその他の書類(仕様書、データシート、技術文書、広告資料、注文請書及び/又は出荷書類等をいうが、これらに限らない。)に記載される規定で、法的条件、保証、責任、使用制限、適用制限及び/又は適合性制限に関するもの、又は本基本購買条件の規定を変更するその他の規定は適用されないものとする。

2. 役務の履行、スタッフの雇用

- 2.1 サプライヤーは、考えられる最大の成果を達成できるよう、細心の注意ならびに最先端の科学及び技術をもって役務を履行するものとする。サプライヤーは、シーメンズの仕様を組み入れ、役務の変更により成果の向上が考えられる場合は速やかにシーメンズに通知するものとする。この場合、第4.3条及び第4.4条が適用される。
- 2.2 サプライヤーは、品質管理システム(例えばDIN EN ISO 9001に沿ったもの)を維持するものとする。
- 2.3 サプライヤーは、自ら、又は自社の従業員を用いて役務を履行するものとする。サプライヤーは、事前にシーメンズの書面による同意を得た場合に限り、受注又はその一部を第三者に譲渡又は委託することができる。サプライヤーが前記の同意を得ずにこれを行った場合、シーメンズは、契約の全部又は一部を撤回し、損害賠償の請求をすることができる。シーメンズは、サプライヤー及びその従業員に対し、労働関連又は規律上の指示を与える権限を有していない。シーメンズの要請がある場合、サプライヤーは、非ドイツ人の従業員に必要とされる雇用許可を提出するものとする。
- 2.4 サプライヤーは、関連する国内、ドイツ、欧州、又は米国の制裁リストに掲載されていない人員のみを用いて役務を提供するよう徹底するものとする。当該制裁リストは、特に、欧州連合統合金融制裁リスト(CFSL)、米国商務省(産業安全保障局、B.I.S.)発行のリスト、米国財務省(外国資産管理室、OFAC)発行のリストが含まれるが、これらに限定されない。
- 2.5 サプライヤーは、作業スケジュールを自由に組み立て、取り決めることができる。サプライヤーは、受注を適正に遂行するために不可欠であり、事前に書面で合意されている場合に限り、シーメンズの施設にて役務を履行することができる。この場合シーメンズは、サプライヤーに適切な施設への立ち入りを許可するものとする。
- 2.6 サプライヤーは自らの責任において、自社の従業員に関する法令上及び職務上の要求事項をすべて遵守するものとする。サプライヤーは、特に賃金に関する法令上の要求事項、及びすべての団体協約による賃金の要求事項を達成し、税及び社会保障負担を支払う義務を満了し、法令上及び業法上の要求事項ならびに職業上の要求事項をすべて満たすものとし、また必要な居住許可及び就労許可ならびに/又はEUの就労許可を有する、かつ適正な社会保険及び傷害保険に加入する従業員のみを使用するものとする。第三者が関与する場合及び/又は第三者がさらに第三者を関与させる場合、サプライヤーは、これらの要求事項をそれらにも遵守させるものとする。また要請がある場合、サプライヤーは、第三者がこれらの義務を遵守していることを示す書面による証拠をシーメンズに提供するものとする。
- 2.7 サプライヤーは、サプライヤー又は第三者がこの第2条に基づく義務に違反したことに起因する請求がある場合、シーメンズに補償し、シーメンズを免責するものとする。シーメンズの他の権利は、何ら影響を受けないものとする。特にこの第2条に基づく義務の侵害については、シーメンズは重大な違反であることを事由として契約を解除することができる。

3. ソフトウェアに関連する役務

- 3.1 サプライヤーがシーメンズのためにソフトウェアを開発又は変換する場合、サプライヤーは、すべての関連文書、ソースコード及びオブジェクトコードをシーメンズに提供するものとする。
- 3.2 役務にソフトウェア関連役務が含まれている場合、
 - 3.2.1 サプライヤーは、開発又は変換されたソフトウェアのアプリケーションの実装を支援し、保守を行うものとする。合意された契約の範囲に前記の支援及び保守が該当しない場合、シーメンズとサプライヤーは、合理的な報酬にて合意するものとする。
 - 3.2.2 サプライヤーは、例えばOWASPの規格などのセキュアコーディングの規格を含

む、ソフトウェア開発の安全かつ最先端手法に従うものとする;

- 3.2.3 シーメンズは、サプライヤーがこの第3条及び第22条の規定を遵守していることを確認するため、事由がなくとも、さらにサプライヤーがこれらの規定を完全に遵守していないとシーメンズが正当な疑いを持つ場合にも、いずれも合理的な事前の通知を行った上で、サプライヤーの該当する職場を毎年監査する(または監査をさせる)権利を有する。
4. **変更要請、追加費用**
 - 4.1 シーメンズは、下記の変更要請の手順に従い、役務の要求事項その他の契約条件を修正することができる。
 - 4.2 シーメンズは、変更の要請を書面または電子メールでサプライヤーに通知する(以下「変更要請」という)。
 - 4.3 サプライヤーは、変更要請を受領後7営業日以内に、変更要請により、合意された日程、報酬その他の契約条件に(どのような)変更が及ぶかについて書面または電子メールでシーメンズに通知し、変更要請を実行するための申し込みを提出するものとする。変更要請の実行により報酬または日程が変わる場合、変更内容は当初の計算基準に基づいて計算するものとする。サプライヤーは、変更要請の実行の要求が過度である場合、申し込みを提出する義務を負わない。
 - 4.4 シーメンズが申し込みを受諾する場合、変更要請は契約の一部となり、契約は、例えば履行すべき役務、日程及び報酬に関して、合意された変更要請を通じて修正及び/または補足されるものとする。
 - 4.5 シーメンズの要求事項その他シーメンズに由来する状況により、時間及び材料費の増加につながる、ならびに/または合意された納期及び/もしくは報酬に影響があるとサプライヤーが判断する場合、または役務の変更が必要もしくは有益だとサプライヤーが考える場合、サプライヤーは、その旨を速やかに書面または電子メールでシーメンズに通知するものとする。この場合には第4.3条及び第4.4条が適用されるが、ただし申し込みが通知と一緒に提出されなければならない。
 - 4.6 追加の費用が払い戻され、追加の報酬が支払われるのは、第4.4条に従って書面で明示的に合意されている場合に限るものとする。サプライヤーは、第4.5条に従って障害が適時かつ適正な通知された場合に限り、納期の日を遅らせる根拠とすることができる。
5. **通知義務**

明示的な別段の合意がない限り、サプライヤーは、シーメンズのために実行される役務の進捗について、常にシーメンズに知らせるものとする。シーメンズの要請がある場合、サプライヤーは、作業及び役務の付属文書の閲覧をシーメンズに許可するものとする。
6. **契約当事者間の協力**
 - 6.1 各当事者は、役務の履行に関連する意思決定を得る責任を負う適格な連絡担当者の氏名を相手方に通知するものとする。
 - 6.2 シーメンズは、シーメンズが入手でき、シーメンズが役務提供のために必要だと考えるすべてのテキスト、文書、情報及びデータで、サプライヤーが入手できないものを、合意されたデータ形式にてサプライヤーの連絡担当者に提供するものとする。サプライヤーは、前記の情報が不十分であると考える場合、その旨ただちにシーメンズに通知するものとする。
 - 6.3 役務提供のための研修材料をサプライヤーが設計することが合意されている場合は、使用前にシーメンズから当該材料の承認を得なければならない。
 - 6.4 サプライヤーは、シーメンズの明示的な書面による許可がある場合に限り、役務の成果を販売、提供、使用または販売することができる(第13.1条を参照)。
7. **納品された役務の検収及び瑕疵担保責任**
 - 7.1 サプライヤーによる完了後、納品された役務は、受入試験を受けるものとする。受入試験の完了後、納品された役務に瑕疵がないことを条件として、シーメンズは、書面その他適切な形式により、納品された役務の検収を宣言するものとする。実質的な瑕疵がある場合は、検収されないものとする。
 - 7.2 サプライヤーが履行した役務に瑕疵があることが判明した場合、サプライヤーは、シーメンズの判断に従い、合理的な期間内に、かつサプライヤーが費用を負担して、これらの瑕疵を是正するか、または瑕疵のないように役務を再度履行するものとする。サプライヤーが合理的な期限を与えられたにもかかわらず瑕疵は是正または瑕疵のない役務の再履行を行わない場合、シーメンズは、契約を撤回する、もしくは報酬から合理的な金額を減額することができ、またはサプライヤーの費用により瑕疵を是正し、もしくは是正させて、履行に相当する損害賠償の請求をすることができる。
 - 7.3 重大な瑕疵についての保証期間は3年間であるが、法令によりそれ以上の期間が定められる場合はそれに従うものとする。
 - 7.4 権原の瑕疵についての保証期間は5年間であるが、法令によりそれ以上の期間が定められる場合はそれに従うものとする。
 - 7.5 以後またはその他の請求及び権利は、何ら影響を受けない。
8. **旅費**
 - 8.1 旅費及び宿泊費は、シーメンズがサプライヤーまたはその従業員の旅費を支払うことに書面または電子メールで事前に同意している場合に、サプライヤーに払い戻されるものとする。前記の場合、(定額払い及び距離に応

じた支払いの場合を除き) 購入料金に含まれる付加価値税の額、及び税抜きの金額が記載された領収書の写しが提示された場合に限り、下記の通り(正味の)旅費及び宿泊費が払い戻されるものとする。

鉄道	2等車
飛行機	エコノミークラス
移動距離手当	税務当局の指針に従う
宿泊一泊あたり定額	税務当局の指針に従う、 または宿泊費用がこれを上回る場合は、記載された領収書の写しの提示の上でプロジェクトマネージャー/コーディネーターと協議する

8.2 サプライヤーは、旅程の開始前に、シーメンスと詳細(例えば、作業場所、日時、宿泊施設の種類の、及び鉄道または飛行機の代わりにレンタカーまたは私有車を使用する場合は車のクラスなど)について合意するものとし、問題の緊急性を考慮し最も適合しており費用効果が高い移動方法を選択する。移動時間に対しては、報酬が支払われないものとする。

9. 報酬

役務及び後述の第13条に基づくシーメンスに許諾される使用権の報酬として、シーメンスは、役務が正確かつ適時に履行された後で、合意された金額をサプライヤーに支払うものとする。

10. 請求書

10.1 合意された追加費用(旅費及び宿泊費)ならびに適用される付加価値税(役務に付加価値税が課される場合は、請求書において別途記載されるものとする。あらゆる法人所得税及び付加価値税を納付するための適正な課税は、サプライヤーの責任である。サプライヤーが履行する役務に付加価値税が課され、サプライヤーがこれを適正に請求している限り、シーメンスは、合意された報酬に課される付加価値税を支払う準備がある。サプライヤーが履行する役務についてリバースチャージ制度を用いる場合、サプライヤーは、付加価値税を記載せず、「納税責任は役務の受領者にあり/リバースチャージ」と記入した請求書を発行するものとする。

10.2 請求書には、各品目の発注コード及び番号を記載するものとする。これらの詳細が示されていない請求書は、支払われない。請求書が複写されている場合は、その旨記されるものとする。時間当たりの報酬が合意されている場合は、シーメンスが副署したタイムシートを請求書に添付するものとする。

11. 支払

11.1 別段の合意がなされた場合を除き、支払は60日以内に全額支払われるものとする。支払期間は、引渡し又は役務が完了後すぐに開始するものとし、正確に発行する請求書の受領がなされる。

11.2 サプライヤーが材料試験を行う必要がある限り、試験の記録及び品質管理の文書その他の付属文書は、納品または履行が完了するための要求事項の一部であるものとする。瑕疵を理由とする合理的な範囲でシーメンスが支払いを相殺または控除する場合にも、割引が認められるものとする。

11.3 支払いによっても、該当する納品または役務が契約に従って提供されたことと認められたことにはならない。

12. 遅延

12.1 役務が適時に履行されたと決定する要素は、合意された履行の期限が守られたか、または役務が受入試験を受ける場合は、試験に合格しシーメンスによる役務の受入試験が完了したかである。

12.2 役務もしくはその一部の履行、または補足的な履行における遅延が見込まれる場合、シーメンスにその旨をただちに通知し、シーメンスの決定を仰ぐものとする。

12.3 サプライヤーによる役務履行が予定より遅れる場合、シーメンスは、最大で発注額の5%に達するまで、遅延1営業日(丸1日でなくとも)あたり発注額の0.3%の遅延損害金を請求する権利を有するものとする。

12.4 遅延が確定的な中間期日(契約による期日)に関してである場合、遅延損害金は、当該期日までに履行される予定であった役務を基準として計算されるものとする。中間期日を超えたことによる遅延損害金は、最終的な完了日を超えたことによる遅延損害金から差し引かれるものとする。

12.5 具体的に確定した日(Fixtermin)に関して遅延が生じた場合、シーメンスは、この特定日に関わる当該発注額の5%に相当する遅延損害金を要求する、及び/または契約を撤回する権利を有するものとする。

12.6 遅延損害金の支払いによっても、サプライヤーは、納品及び役務の義務を免れない。最終支払日以前に権利の留保がなされた場合でも、遅延損害金を請求することができる。

12.7 以後またはその他の請求及び権利は、何ら影響を受けない。

13. 使用権

13.1 どの開発段階にあるかに関わらず、役務の成果(以下「成果物」という)が創出された場合は常に、成果物におけるすべての権利、権原及び利益はシーメンスが所有するものとする。サプライヤーは、引き渡しまでの間、シーメンスのために成果物を安全に保管するものとする。成果物が著作権またはその他の譲渡不可能な権利により保護され、前記の権利が存在することを理由としてシーメンスが成果物の所有者になれない限り、サプライヤーはシーメンスに対し、元の形式により、及びシーメンスが拡張または変更した形で、成果物を変更する、変更

させる、使用する、使用させる、公開する、公開させる、頒布する、頒布させる、利用する、または利用させるための、独占的で、世界全域における、譲渡可能な、サブライセンス可能な、かつ非制限的な権利を付与する。

13.2 シーメンス、及び/またはシーメンスと契約関係にある第三者が、成果物を使用するために、サプライヤーが役務履行以前にまたは履行の過程で開発、創出または生成したサプライヤーの方法、工程、管理ツール、コンセプト、アイデアその他のノウハウ(以下「バックグラウンドノウハウ」という)を必要とする場合、サプライヤーはシーメンスに対し、バックグラウンドノウハウを使用しまたは使用させるための、永続的な、非制限的な、世界全域における、無償の、非独占的な、サブライセンス可能な、及び譲渡可能な権利を付与する。

13.3 特許その他の登録を行うことが可能な発明、アイデアまたは設計が成果物に含まれる場合、シーメンスは、自らの裁量により自らの名において、いずれかの国において前記の財産権を出願する。これらの権利を維持する、またはこれらをいつでも放棄する権利を有する。必要な場合、サプライヤーは、シーメンスの出願を支援するものとする。サプライヤーは、シーメンスによる出願及び効率的な権利の利用を妨げるような行動を慎むものとする。前記出願の結果として生じる財産権は、シーメンスに帰属する。

13.4 サプライヤーは、個々の事例において別段の合意がない限り、成果物に関する著作者としてクレジットされる権利を本契約により放棄する。

13.5 サプライヤーは、役務履行の過程で生じた発明またはアイデアが、以後いかなる料金または経費もなくシーメンスに譲渡されるようにすることを約束する。

13.6 第2.3条に従い役務の提供に関与する従業員、フリーランスまたは第三者との契約において、サプライヤーはいつでも、第13.1条及び第13.2条に記載されるあらゆる権利をシーメンスが独占的に、世界全域において、かつ時間制限その他の制約なしに享受できること、またサプライヤーと従業員、フリーランスまたは第三者との契約が解除されても、前記の権利がその影響を受けないことを確約するものとする。前記の規定は、サプライヤーと従業員、フリーランスまたは第三者との契約が解除された後も有効に存続するものとする。前記が達成されない場合、サプライヤーはシーメンスに対し、サプライヤーに責任がない場合を除き、法的防衛に関わる合理的な経費などを含め、すべての結果的な損害及び支出を賠償するものとし、この点で第三者の請求についてシーメンスに補償し、免責するものとする。

14. オープンソースソフトウェア

14.1 サプライヤーは、遅くとも注文が確定した時点で、納入する製品及び役務がオープンソースソフトウェア(OSS)コンポーネントを含むかどうかを、シーメンスに通知するものとする。

14.2 本条項において「OSSコンポーネント」とは、変更及び/又は頒布する権利を伴うライセンス(例えば、GNUジェネラルパブリックライセンス、又はMITライセンス)に基づき、各々のライセンサーがユーザーにロイヤルティ無償で提供するソフトウェア、ハードウェア又はその他の情報をいう。サプライヤーが納入する製品及び役務がOSSコンポーネントを含む場合、サプライヤーは、適用されるすべてのOSSのライセンス条件を遵守するものとし、シーメンスにそれらすべての権利を付与するとともに、適用されるライセンス条件を遵守するためにシーメンスが必要とするすべての情報を提供するものとする。特にサプライヤーは、受注確認後速やかに、以下をシーメンスに引き渡さなければならない。

- 使用したすべてのOSSコンポーネントの目録(それらのバージョンを含む)。その際には、関連するライセンスを表示し、関連するライセンスのコピー、著作権及び/又は著作者表示のコピーを含めること。
- 該当するOSSのソースコード。また適用されるOSSの条件により必要とされる場合は、スクリプトや生成環境に関する情報も含めること。

14.3 サプライヤーは、遅くとも受注確認時までに、サプライヤーが使用するOSSのライセンスが、シーメンスの製品に影響を与える可能性がある「コピーレフト型」の対象であるかを書面でシーメンスに通知するものとする。本項でいう「コピーレフト型」とは、OSSライセンスの規定により、サプライヤーの特定の製品、及びそこから派生した製品が、OSSライセンスの条件に従った上でなければ再頒布ができないことを意味する(例えば、ソースコードを開示した場合のみ頒布できる)。サプライヤーが使用するOSSのライセンスが上記「コピーレフト型」の対象である場合、シーメンスは、当該情報の受領後2週間以内に発注を取り消す権利を有する。

15. 資料及び情報の提供

15.1 シーメンスから提供される、又はシーメンスのために作成された資料及び情報(データファイル及びソフトウェアを含む)は、引き続きシーメンスの所有に属しており、サプライヤーは、シーメンスの財産であることを表示して保管し、他の材料等と区別して、無償で管理する。これらはシーメンスからの注文のためにのみ、使用することができ、第三者に利用させてはならない。単純な過失であってもサプライヤーの責に帰する事由により提供された材料が劣化及び毀損した場合、サプライヤーは、それらを交換するものとする。前記の規定は、割り当てられた資料の移転にも適用される。

15.2 材料の加工は、シーメンスのために行われるものとする。シーメンスは、た

だちに新たな製品又は加工品の所有者になるものとする。法的な理由により前記が不可能な場合、シーメンスとサプライヤーは、加工中は常にシーメンスを新たな製品の所有者とすることを本契約により合意する。サプライヤーは、追加費用なしにかつ善良な商人としての注意義務を払い、シーメンスのために新たな製品を安全に保管する。

16. 文書の解放

サプライヤーは、成果物の受入試験もしくは引き渡し後ただちに、又は成果物の種類により受入試験もしくは引き渡し不可能である場合には役務の実施後、受注に関係して受領又は作成したすべての文書その他のツール及びそれらの写しを解放するものとする。

17. 秘密保持、データ保護

17.1 両当事者は、秘密と表示されている情報又は通常人であれば秘密であることが明白である情報で、契約の実施において他方当事者から又は他方当事者について受領したものと、並びに契約を締結したという情報を秘密に取り扱うものとする。両当事者はまた、かかる情報が合法に公知とならない限り、又は他方当事者が個別に当該情報の移転について書面にて同意していない限り、開示を受けてから5年間、当該情報を秘密に保持するものとする。受領当事者は、本契約の履行のために知る必要がある従業員及び関連会社の従業員のみ秘密の情報を開示し、当該従業員にも秘密保持の義務を負わせるものとする。受領当事者は当該情報を、契約上の義務を履行する目的に限り使用するものとする。シーメンスが第三者への委託に同意する限りにおいて、かかる第三者は当該条件に書面で同意するものとする。

17.2 サプライヤーは、役務提供の過程で個人データへのアクセスを認められている場合、個人データ及びデータプライバシーの保護に関連する法令の規定を遵守するものとし、当該規定が遵守されていることをシーメンスが常々知ることができるようにするものとする。サプライヤーは、個人データの処理に関わる人員(従業員及びフリーランスを含む)に、秘密保持を確約させるようにするものとする。

17.3 サプライヤーがシーメンスの施設において役務を履行する場合、又はシーメンスのITシステムにアクセスする場合、この場合にサプライヤーに提供される「シーメンス取引先の規則」も適用されるものとする。サプライヤーがシーメンスのITシステムにアクセスするためには、シーメンスから事前に明示的な同意を得る必要があり、アクセスの具体的な種類はシーメンスが決定し、サプライヤーが第三者によるアクセスに関して適用される規則を受諾することが条件である。

17.4 サプライヤーは、第2.3条に沿って役務の提供に関わらせる第三者に、この第17条に相当する義務を負わせるものとする。

18. 請求権の譲渡

シーメンスの書面による事前の承認がある場合に限り、サプライヤーは、本契約に基づく請求権を譲渡することができる。

19. 取消、解除権、解除の結果

19.1 シーメンスは、研修の提供を伴う役務の発注について、いかなる経費も発生させることなく、研修開始予定日の14日前までに全部又は一部を取り消す権利を有する。前記の期日後に取り消される場合、サプライヤーは、いかなる場合でも取り消された役務の注文額を限度として、当該取消を理由として発生した経費の払い戻しを受ける権利を有する。

19.2 シーメンスは、いつでも契約を解除する権利を有する。

19.3 この場合、シーメンスは、契約解除時までに履行された役務の料金を支払うものとする。さらに、シーメンスは、未実施の役務の部分について、報酬の5%を補償金として支払うものとする。当該解除による履行、払い戻し、及び損害に関するサプライヤーの追加的請求は、除外されるものとする。

19.4 その他の契約解除権(理由の有無を問わない)は、上記により影響を受けないものとする。特にシーメンスは、正当な事由により、以下いずれかの場合に契約を解除することができる。(a) サプライヤーによる納品又は役務が遅延し、シーメンスから催告を受けた後も2週間を超えて遅延が継続する場合 (b) サプライヤーの責に帰する理由により、状況及び両当事者の利益を考慮すると、シーメンスによる契約の遵守が合理的に期待できない場合。これは特に、サプライヤーの財務状況が実際に悪化し、又は悪化している恐れがあり、そのために本契約に基づくサプライヤーの義務の適正な遂行が危ぶまれる場合に適用される可能性がある。

19.5 シーメンスは、サプライヤーの資産に関連する支払不能もしくは同様の手続きが申し立てられ、又は開始された場合にも本契約を解除することができる。

19.6 シーメンスにより本契約が解除される場合、シーメンスは、合理的な対価を支払うことにより、以後の役務提供に利用できる機器、又はサプライヤーからすでに提供された役務を使用することができる。

20. シーメンスのサプライヤーとしての行動規範、サプライチェーンのセキュリティ

20.1 サプライヤーに伴う損害賠償

サプライヤーには、適用される法的制度の法律を遵守する義務がある。サプライヤーはとりわけ、能動的にも受動的にも、直接間接問わず、いかなる形態の贈収賄、基本的な人権の侵害、又は児童労働にも関与しないものとする。さらに、サプライヤーは、従業員の健康と安全に対して責任を持ち、適用される最低賃金要件を満たすものとする。サプライヤーは、適用される環境法に従って行動することにより、いわゆる紛争鉱物の導入を避けるための適切な措置を講じ、原材料の原産地について透明性を確保するものとする。サプライヤーは、大気汚染物

質(特にCO2)の排出を削減し、土壌、水、大気などの天然資源を保護しなければならない。サプライヤーは、本行動規範の違反の可能性を報告するための保護された苦情処理メカニズムを整備し、自社のサプライヤー及び前述の第2.3条に従って役務の提供に従事する第三者間で本行動規範を促進するために合理的な努力を払うものとする。

20.2 サプライヤーは、サプライチェーンのセキュリティに関するシーメンスの取り組みを強く支持するものとする。これには、世界税関機構のSAFE「基準の枠組み」に関する認定事業者(Authorized Economic Operator, AEO)としての地位の獲得と維持を含む。シーメンスの要求があった場合、サプライヤーは、シーメンスが提供したサプライチェーンのセキュリティに関する宣言書に、不当な遅れなく署名し、シーメンスに返却するものとする。この宣言書は、サプライヤーの登記上の事務所に応じ、その時点でのAEOガイドラインに基づく欧州委員会の要件、又は世界税関機構のSAFE「基準の枠組み」に基づくサプライチェーンのセキュリティに関する同等のインシアティブの要件(C-TPATなど)に合致するものとする。ただし、サプライヤー自身がAEOの地位又は世界税関機構のSAFE「基準の枠組み」に基づく同等の地位を所有し、それぞれの認証又は証明書を提出することで当該地位を証明できる場合はこの限りではない。

20.3 サプライヤーが第20条に違反した場合、シーメンスは、他に有する権利及び救済に加えて、本契約を解除することができる。ただしサプライヤーの契約違反が是正可能であるときは、当該違反が合理的期間内に是正されなかった場合にのみ解除できるものとする。

20.4 サプライヤーが、シーメンスに提供する納品及び役務に関連して、カルテル形成又は同様の競争的行為により、適用される独占禁止法に違反した場合、サプライヤーは、該当する納品及び役務の、該当する期間の総報酬の15%の約定賠償金をシーメンスに支払うものとする。

20.5 第20.4条にかかわらず、両当事者は、シーメンスの実際の損害が約定賠償金の額より高いこと又は低いことを証明する権利を有するものとし、この場合、かかる実際の損害が本契約に基づき支払われるものとする。シーメンスのその他の契約上又は法令上の権利及び請求権は、すべて、影響を受けないものとする。

21. 製品の適合性、製品に関連する環境保護(物質の申告、危険物、職場の健康及び安全など)

21.1 欧州経済領域においてサプライヤーが販売を開始し、以後販売活動を行う事実を照らして、製品関連の制定法上及び法律上の要件が適用される製品、又はシーメンスがサプライヤーに通知する諸外国での供給及びマーケティングに関する要件が適用される製品をサプライヤーが納入する場合、サプライヤーは危険負担の移転時に製品がこれらの要件を満たすよう徹底しなければならない。さらにサプライヤーは、製品の各要件への適合性を証明するために必要となる可能性のあるすべての書類及び情報を、要請に応じて直ちにシーメンスに提供できるよう徹底しなければならない。

21.2 注文時に適用されるいわゆる「申告される物質リスト」(<http://www.bomcheck.net/suppliers/restricted-and-declarable-substances-list>)に定める物質を含む製品、又は制定法により課される物質制限及び/又は情報要件(例えばREACH、RoHS)の対象となる製品をサプライヤーが納入する場合、サプライヤーは製品の初回納入日までに、かかる物質を申告し、ウェブデータベースBOMcheck(<http://www.BOMcheck.net>)で要求される情報を提供するものとする。制定法により課される物質制限に関して、上記は、サプライヤー又はシーメンスが登記している場所又はシーメンスが指定する仕向地に適用される法律のみに適用されるものとする。

21.3 国際的な規制に従って危険物と分類される商品が納入物に含まれる場合、サプライヤーは、いかなる場合も受注確認の日までに、サプライヤーとシーメンスとの間で合意された形式によりその旨シーメンスに通知する。

21.4 サプライヤーは、サプライヤーが雇用する社員の健康及び安全に関して、法令によるすべての要求事項を遵守する義務を負う。自社の社員に加えて、納品及び役務の履行に従事する間接的な下請業者の健康及び安全も保護されるようにしなければならない。

22. サイバーセキュリティ

22.1 サプライヤーは、自らの製品及び役務の他、サプライヤーの運営の機密性、真正性、完全性及び可用性が保たれるよう、組織的及び技術的に適切な措置を講じるものとする。前記の措置は業界の優良慣行に沿ったものとし、(該当する範囲で)ISO/IEC 27001又はIEC 62443などの標準に従って適切な情報セキュリティの管理システムを含める。

22.2 「サプライヤーの運営」とは、本契約を履行するにあたりサプライヤーが都度使用又は処理する、すべての資産、プロセス及びシステム(情報システムを含む)、データ(シーメンスのデータを含む)、社員、ならびに敷地を意味する。

22.3 製品及び役務にソフトウェア、ファームウェア、チップセット又は集積回路が含まれる場合は、以下のとおりとする。

22.3.1 サプライヤーは、OWASP標準などの安全なコーディング基準をはじめ、安全で最先端のソフトウェア開発手法を遵守するものとする。

22.3.2 サプライヤーは、製品及び役務における脆弱性、悪意のあるコード及びセキュリティ上のインシデントを防止、識別、評価及び修復するため、業界の

優良慣行及び(該当する範囲で)ISO/IEC 27001又はIEC 62443などの標準に従って適切な標準、プロセス及び方法を実施するものとする;

- 22.3.3. サプライヤーは、製品及び役務の合理的な耐用年数にわたり、脆弱性を是正するパッチをシーメンスに提供するなど、製品及び役務を修復、更新、アップグレード及び保守するため、サポートを継続し、役務を提供するものとする;
- 22.3.4. サプライヤーは、製品に含まれる第三者のソフトウェアコンポーネントをすべて特定した部品表をシーメンスに提供する。第三者のソフトウェアは、シーメンスへの納入時において最新であるものとする;
- 22.3.5. サプライヤーは、製品に悪意のあるコード及び脆弱性がないかをいつでも試験する(又は試験をさせる)権利をシーメンスに許諾し(ただしシーメンスは、前記の試験を行う義務を負わない)、シーメンスを適切にサポートするものとする;
- 22.3.6. サプライヤーは、情報セキュリティに関連するすべての点に関して、(営業時間中に連絡可能な)連絡先をシーメンスに提供するものとする;
- 22.4. サプライヤーは、サプライヤーの運営、役務及び製品において情報セキュリティ上のインシデントが発生し、又は発生した疑いがあり、及び脆弱性が発見され、シーメンスに重大な影響が及ぶ、又は及ぶ可能性が高い場合にはその範囲において、速やかにシーメンスにすべて報告する。
- 22.4.1. セキュリティ上のインシデント: cert@siemens.com
- 22.4.2. セキュリティ上の脆弱性: svm.ct@siemens.com
- 22.5. サプライヤーは、その下請業者及びサプライヤーが、合理的な期間内に、本第22条の規定と同様の義務に拘束されるよう、適切な対策を講じるものとする。
- 22.6. シーメンスが要請した時点で、サプライヤーは、一般に公正妥当と認められる監査報告(例えばSSAE-18 SOC 2 Type II)など、自らが本第22条を遵守していることを示す書面による証拠を提供するものとする。

23. 輸出管理及び外国貿易データ規制

- 23.1. サプライヤーは、本契約に従って提供されるすべての役務に関して、適用されるすべての輸出入制限、関税及び外国貿易規制(以下「外国貿易規制」という)を遵守するものとする。サプライヤーは、適用される外国貿易規制に基づき、必要なすべての輸出許可を取得するものとする。特に、サプライヤーは、契約に基づいて提供される製品及び役務のいずれにも、シーメンスに適用される外国貿易規制(理事会規則(EU)833/2014、692/2014、2022/263又は765/2006、米国輸出管理規則(米国連邦規則集第15編第730部-第774部)、及び米国税関・国境警備局が施行する輸入規則を含むがこれに限定されない)の禁止製品及び/又は役務が含まれていないことを表明し保証するものとする。
- 23.2. サプライヤーは、注文の受領時から2週間以内(ただしいかなる場合も役務が実施される前)に、また変更がある場合は不当な遅滞なく、シーメンスが輸出入及び再輸出を行う場合に外国貿易規制をすべて遵守するために必要とする情報及びデータを書面でシーメンスに通知するものとし、これには下記が含まれるが、これらに限定されない。
- 米国通商管理リストに基づく規制品目番号(ECCN)を含め、該当するすべての輸出管理リストの品目番号
 - 輸出入統計品目標に基づく統計品目番号及びHIS(Harmonized System)コード
 - 原産国(非特惠原産地)。また、シーメンスの要請があった時点で、非特惠原産地である旨を証明する文書
 - 特惠原産地、及びシーメンスの要請があった時点で、該当する特惠法の要件に従って特惠原産地である旨を証明する書類(例: サプライヤーの申告書)

24. 留保条項

本契約の履行におけるシーメンスの義務は、当該履行が国内及び国際的貿易及び通関に関する要求事項又は禁輸措置もしくはその他の制裁措置から生じるいかなる障害にも妨げられないことを条件とする。

25. 代表顧客としての言及

サプライヤーは、シーメンスから事前に書面で承認を得た場合に限り、代表顧客としてシーメンスに言及する、及び/又はシーメンスのために注文を履行する中でサプライヤーが開発した製品もしくは役務に言及する、及び/又は受注に関係するプレスリリースその他の公式発表を行うことが許可されるものとする。

26. 個人情報

サプライヤーは、本契約を履行するにあたり、別紙④「個人情報保護規定」及び個人情報の保護に関する法律その他の関連法規を遵守するものとする。

27. 補足規定

- 27.1. 特定の問題について本基本購買条件に規定がない場合は、該当する法令の規定が適用されるものとする。
- 27.2. サプライヤーは、本基本購買条件の違反、特に第7条、第12条、第13条、第14条、第20条、第21条、第22条及び第23条の違反を理由としてシーメンスに発生した費用及び/又は損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、サプライヤーに責任がない違反についてはこの限りではない。

28. 裁判管轄及び適用法

- 28.1. 日本の実体法が適用されるものとし、1980年4月11日の国際物品売買契約に関する国連条約の規定は排除する。
- 28.2. 関連の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

29. 適用順序

シーメンス・サプライヤー間に、本基本購買条件と異なる書面による合意が別途ある場合、当該合意が優先される。

コンプライアンス規定

1. サプライヤー(以下「乙」という)は、別紙②「シーメンスのサプライヤー及びビジネスパートナーのための行動規範」(以下「行動規範」という)に記されている方針や必要条件を遵守するものとする。
2. シーメンス(以下「甲」という)が依頼した場合、乙は、年に一度を上限として、次のいずれかを甲に提供するものとする。
 - (1) 甲指定の書式による自己評価の結果
 - (2) 行動規範の遵守を保証するために乙が行なっている行動、又は行うべき行動を記述した報告書であり、かつ甲がこれを承認するもの
3.
 - (1) 甲、甲から正式に委任された代理人、甲が指定し、かつ乙が合理的に受入れ可能とする第三者は、乙の施設内において、乙が行動規範を遵守していることを確認するための調査を実施する権利が付与されるものとする。ただし、かかる調査を行うことは甲の義務ではない。
 - (2) 甲は、あらかじめ乙に対し書面による通知を行った上で、乙の通常の営業時間中に、適用される情報保護法令に従って、調査を実施するものとする。この場合、甲は、乙の業務を妨害し、また乙が第三者との間で締結している秘密保持契約に違反してはならないものとする。
 - (3) 乙は、合理的な範囲内で調査に協力するものとする。
 - (4) 甲及び乙は、それぞれ調査に関連して発生した費用を負担しなければならない。
4. 以下の場合、甲は、甲の有する他の権限及び救済手段に加え、本契約及び本契約に基づいて発行された購買注文を終了することができる。本契約の終了に関し、甲は、一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 乙が行動規範に関し重大又は反復的な違反をした場合。
 - (2) 第3項に規定される甲の調査の権利を乙が拒否した場合。
 - (3) 甲が乙に対し相当な催告をして、是正のために相当な機会を与えた場合であっても、甲は、その後、何らの責任を負うことなしに、本契約及び本契約に基づく注文を終了させることができる。ただし、行動規範で規定する児童就労に関する要求と基本原則の違反の場合、又は行動規範の環境保護要件を故意に履行しなかった場合、本催告と是正の規定は適用しないものとする。
 - (4) 第(1)号の重大な違反には、児童就労の事件、汚職・買収や贈収賄、行動規範の環境保護要件の遵守を怠ることが含まれるものとする。

別紙②

シーメンスのサプライヤー及びビジネスパートナーのための行動規範

Code of Conduct Version 5.0, September 2023

本行動規範は、シーメンスのサプライヤー及びビジネスパートナーに課される基本的な要求事項を定め、その利害関係人及び環境に対する責任について規定する。

シーメンスのサプライヤー及びビジネスパートナーは、本書をもって以下のことを表明する。

法の遵守

- 適用される法制度における法令及び規制を遵守すること。

基本的人権及び労働慣行

人権侵害の原因を防止し、自らが人権侵害に加担しないようにし、すべての国際的に宣言された人権を尊重することを確保する。女性、児童、移民労働者、又は先住民といった弱い立場にある人又はそのような集団に属する人の人権が尊重されるよう、最大の配慮を払うものとする。

- > 強制労働の禁止
 - 奴隷的拘束、強制労働、抑圧、搾取、及び人身売買を利用せず、またそれに加担しないこと。
- > 児童就労の禁止
 - 15歳未満の労働者を雇用しないこと(ILO条約第138号の発展途上国例外条項の対象となる国においては14歳未満の労働者を雇用しないこと)。
 - 健康、安全、及び道徳を害する可能性のある業務には、18歳未満の労働者を就かせないこと。
- > 従業員の差別禁止及び尊重
 - 従業員に対し、その肌の色、人種、国籍、民族、社会的地位、障害、性別、性的自認及び指向、婚姻歴、政治的・宗教的信条又は年齢を問わず平等な機会と待遇を与えると共に、従業員間の機会平等を推進すること。
 - 性的、威圧的、脅迫的、虐待的、搾取的な身ぶり、言葉遣い、身体的接触など、精神的虐待、セクシャルハラスメント、人種差別等、個人の扱いとして許容できないものを容認しないこと。
- > 組合結成の自由
 - 法的に認められる限り、労働者が労働組合を結成し又は既存の労働組合に加入する権利、及び団体交渉に従事する権利を認めること。従業員団体あるいは労働組合の構成員に対して冷遇又は優遇しないこと。
- > 従業員の労働時間、賃金、福利厚生
 - 世界全域において、労働時間に関して適用されるすべての規制を遵守すること。
 - 世界全域において、公正な報酬を提供し、賃金及び報酬に関して適用されるすべての法を遵守すること。
 - 国境を越えて人員が配置される場合、適用されるすべての法的要件、特に最低賃金に関する規制を遵守すること。
- > 労働安全衛生及び治安部隊
 - 労働安全衛生に関して適用法上の規制及び国際的な標準に従って行動し、安全な労働条件を提供すること。
 - 従業員に教育を行い、健康と安全性の問題についての知識を得ていることを確認すること。
 - 合理的な職業上の健康及び安全管理システムを確立し、使用すること。
 - 私的又は公的な治安部隊を使用する場合、従業員及びその他の権利保持者の人権が尊重されるようにすること(違法な肉体的・精神的暴力を使用しない)。
- > 苦情処理体制
 - 本行動規範に対する違反が疑われるときに、従業員が保護の下で報告できる仕組みを提供すると共に、内部告発者又は苦情申立者が報復行為を受けないよう保護措置を確保すること。

環境及び気候の保護、天然資源の保護

- 環境保護に関し、適用法上の規制及び国際的な標準に従って行動すること。
- 環境汚染を最低限に抑制し、環境保護のための継続的改善を行うこと。
- 合理的な環境管理システムを確立すること。
- 大気汚染物質と温室効果ガス(GHG)の排出を削減し、有害な土壌変化、水質汚染、及び有害な騒音の発生を可能な限り抑制すること。
- エネルギー効率を高め、再生可能エネルギーを使用し、水消費量を可能な限り削減すること。
- 土地、森林、及び水資源の不法な奪取を引き起こさないこと。
- 廃棄物を減らし、適切な処理と処分を行うこと。

公正な経営慣行

➤ 汚職と贈収賄の禁止

- 方法を問わず、汚職及び贈収賄を認めず、かつ直接又は間接かを問わず関与しないこと。また、公的機関の意思決定に影響を与え、又は不適切な優遇措置を得る目的で、民間部門の公的機関関係者又は相手方に対して、何らかの利益の提供、受領及び約束を行ってはならない。不適切なファシリテーション・ペイメントの提供、受領も行ってはならない。

➤ 公正な競争、独占禁止法及び知的財産権

- 国内外の競争法に従って行動すること。また、競合他社との間で、価格操作、市場又は顧客の割当、市場分割又は入札談合を行わないこと。
- 他者の知的財産権を侵害しないこと。

➤ 利益相反

- 社内及び/又はシーメンスに対し、取引上の関係に影響が及ぶ可能性があるすべての利益相反を回避及び/又は開示すること。また利益相反と思われるものを回避すること。

➤ マネーロンダリング、テロリストへの資金供給の禁止

- 直接又は間接かを問わず、マネーロンダリング又はテロリストへの資金供給を幫助しないこと。

➤ データプライバシー

- 個人データの秘密を保持し、責任をもって処理すること。各人のプライバシーを尊重し、個人データが実効的に保護され、適法な目的のみに使用されるようにすること。

➤ 貿易統制

- 輸出、輸入、関税及び貿易に関して適用される法令及び規制を遵守すること。

鉱物の調達における責任

- 紛争地域や危険地域から産出した原料、及び人権侵害、汚職、武装集団の資金源又は同様の悪影響を生じさせる者から調達した原料を製品に使用しないよう、合理的な努力をすること。

サプライチェーン

- 取引のあるサプライヤーに対し本行動規範の原則を遵守させるよう、合理的な努力をすると共に、リスクベースのアプローチで遵守状況をチェックすること。
- サプライヤーの選定及びその取扱いについて公平の原則に従うこと。

詳細については、www.siemens.com/code-of-conductを参照すること。

Export Control Clause for Purchase Contracts

輸出管理規制

1. サプライヤー(以下「乙」という)本契約に基づき提供するすべての製品・サービスに対して適用される輸出規制、通関関連規則、外国貿易規制(以下、総称して「外国貿易規制」という)をすべて遵守し、必要な輸出許可を取得するものとする。ただし、外国貿易規制に基づき、乙以外の第三者または甲が輸出許可の申請を行う事を要求された場合はこの限りではない。
2. 乙は、甲に対し、可能な限り速やかに(ただし納品前までに)、製品・サービスの輸出入または再販売を目的とする再輸出を行う国で適用される外国貿易規制を遵守する上で必要とされる情報およびデータを、書面にて通知するものとする。

乙が甲に提供しなければならない製品・サービスに関する情報は、以下の通りとする。
 - 米国通商管理リストに基づく規制品目番号(ECCN)※製品が米国の輸出管理規制に該当する場合
 - 該当するすべてのリスト規制品目番号
 - 輸出入統計品目表に基づく統計品目番号およびHSコード
 - 原産地(非特惠原産地)
 - 乙による特惠原産地の申告書または特惠原産地証明※甲の要請があった場合
3. 製品・サービスの原産地または特性もしくは適用される外国貿易規制に変更が生じた場合、乙は、可能な限り速やかに(ただし納品前までに)、輸出管理規制に要する情報を更新するものとする。乙は、かかる輸出管理規制に要する情報の誤りに起因して甲に生じたすべての費用および損害につき、全責任を負うものとする。
4. 本契約の履行における甲の義務は、当該履行が国内および国際的貿易および通関に関する条件または禁輸措置(もしくはその他の制裁措置)から生じるいかなる障害にも妨げられないことを条件とする。

個人情報保護規定

第1条 (目的)

本書は、本契約を遂行するにあたり、サプライヤー(以下「乙」という)が以下に定める各条項を誠実に遵守することにより、シーメンス(以下「甲」という)から開示される個人情報の適切な保護を目的とする。

第2条 (定義)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)など、個人情報保護法第2条第1項に定義される情報をいう。

第3条 (秘密保持)

1. 乙は、本契約を遂行するにあたり知り得た個人情報の内容を、正当な理由なく第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。本契約の提供が終了し、解除された後においても、同様とする。
2. 乙は、本書に基づく個人情報の秘密保持について、本契約に従事する乙の従業員が在職中及び退職後を通じて遵守することを周知するものとする。

第4条 (個人情報の取り扱い)

乙は、本契約を遂行するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

第5条 (目的以外の利用制限)

乙は、本契約を遂行するため、取得、作成した個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第6条 (責任者)

1. 乙は、本書の義務を履行するため、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、十分な安全管理を講じなくてはならない。
2. 乙は、施錠が可能であり、所定の担当者以外の者によるアクセスが不能な区域に、個人情報を保管しなければならない。

第7条 (複写、複製、加工の制限)

乙は、本契約を遂行するため、取得、作成した個人情報を甲の同意を得た場合を除き、本契約の実施のために必要な最小限の範囲を超えて複写、複製又は加工してはならない。

第8条 (個人情報の保管)

乙は、本契約を遂行するため、取得、作成した個人情報の漏洩、毀損及び滅失することがないように、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。

第9条 (個人情報の取扱状況の報告及び監査)

1. 甲は乙に対し、個人情報の取扱状況について、必要に応じて報告を求めることができる。
2. 甲は、乙における前条に基づく個人情報の保管状況を調査するため、乙の営業時間中において、乙に事前に通知することにより、乙の施設に調査員を派遣して監査を実施することができる。この場合、甲は、当該監査により乙の業務に支障をきたさないよう努力するものとし、当該調査により知り得た乙の情報を秘密として保持し、第三者に漏洩しないものとする。

第10条（個人情報の返却、廃棄）

乙は、本契約を処理するため、取得、作成した個人情報を、甲から返却、廃棄及び消去の請求を受けたとき、その他の理由により個人情報が不要となったときは、これを速やかに甲に返却し又は甲の指示に従って確実に廃棄及び消去するものとする。

第11条（損害補償）

乙は、個人情報が漏洩したことにより、甲又は当該個人情報で特定される本人に損害が発生した場合、甲又は当該個人情報で特定される本人又は第三者に対して、その損害を賠償するものとする。

第12条（事故等の処理）

乙は、本契約を遂行するため、取得、作成した個人情報の漏洩、毀損及び滅失があった場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。